

○松本妙子委員長

おはようございます。

前回に引き続き委員会を開きます。

議案第25号令和8年度岸和田市国民健康保険事業特別会計予算の審査に入ります。

本件に関し、理事者の説明を求めます。

○生嶋雅美市民健康部長

議案第25号令和8年度岸和田市国民健康保険事業特別会計予算につきまして御説明申し上げます。

特別会計予算書の3ページをお願いいたします。まず、第1条では予算の総額を歳入歳出それぞれ201億2949万9000円と定めております。

第2条は債務を負担することができる事項、期間及び限度額を定めるものでございます。内容につきましては、8ページの第2表を御覧ください。記載の資格確認書等作成・発送等業務委託、納入通知書作成・発送等業務委託及び督促状・催告書等作成及び封入封緘等業務委託につきましては、令和9年度当初に資格確認書や納入通知書等の作成及び発送準備に着手する必要があること、そして、最下段、国民健康保険料自主納付案内等業務委託は、収納率の向上を図るため、電話などによる納付勧奨を継続的に行う必要があることから、いずれも令和8年度中に委託契約を締結し、作業を進めるため、記載のとおり債務負担行為をお願いするものでございます。

3ページにお戻りください。第3条では一時借入金の借入れの最高額を15億円と定めております。

その下、第4条第1号は、各項に計上いたしました職員給与費等の予算額に過不足を生じた場合、また第2号は、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合、それぞれ同一款内での流用ができることを定めてございます。

それでは、詳細につきまして、歳出から御説明申し上げます。64・65ページをお願いいたします。

第1款総務費に3億7981万8000円の計上で、前年度と比べまして94万2000円の増加でございます。

1項総務管理費1目一般管理費に2億4642万4000円の計上で、前年度と比べまして1429万3000円の減少でございます。これは、国民健康保険事業に係る職員給与費、システム管理・開発委託料、大阪府国民健康保険団体連合会への負担金などでございます。

66・67ページをお願いいたします。2項1目徴収費に1億3037万1000円の計上で、前年度と比べまして1537万7000円の増加でございます。

その下、3項1目運営協議会費に56万4000円の計上で、前年度と同額でございます。

68・69ページをお願いいたします。2款保険給付費に141億59万6000円の計上で、前年度と比べまして3億1987万3000円の減少でございます。減少の主な理由は、被保険者数の減少によるものでございます。

1項療養諸費に120億5398万9000円の計上で、前年度と比べまして4億1461万6000円の減少でございます。

その下、2項高額療養費に19億2257万8000円の計上で、前年度と比べまして9354万2000円の増加でございます。

その下、3項1目移送費に1万円の計上、その下、4項出産育児諸費に7503万2000円の計上、その下、5項葬祭諸費1目葬祭費に1500万円の計上で、いずれも前年度と同額でございます。

その下、6項1目精神・結核医療給付費に3398万7000円の計上で、前年度と比べまして130万1000円の増加でございます。

70・71ページをお願いします。3款国民健康保険事業費納付金に54億1582万5000円の計上で、前年度と比べまして2804万4000円の減少でございます。これは、大阪府が国民健康保険事業に要する費用に充てるため、府内各市町村が負担するもので、被保険者からの保険料などを財源としています。国では、少子化対策の抜本的強化に当たり、子ども・子育て支援法等の一部を改正し、子ども・子育て世代への給付等の拡充と、その給付等を支える財政基盤の確保を一体的に整備し、令和8年度から子ども・子育て支援金制度が創設されることとなり、新たに4項1目に子ども・子育て支援納付金分の項目を追加しています。

72・73ページをお願いします。4款保健事業費に2億538万6000円の計上で、前年度と比べまして414万1000円の減少でございます。

1項1目保健事業費に9226万2000円の計上で、前年度と比べまして347万3000円の減少でございます。これは、医療費通知やジェネリック医薬品差額通知といった医療費適正化に関する啓発経費や、人間ドックなどに対する受診費用の助成に要する費用などでございます。

2項1目特定健康診査等事業費に1億1312万4000円の計上で、前年度と比べまして66万8000円の減少でございます。これは特定健康診査及び特定保健指導に要する経費でございます。

74・75ページをお願いいたします。5款1項積立金1目財政調整基金積立金に333万9000円の計上でございます。これは国民健康保険事業財政調整基金の利息を積み立てるものでございます。

76・77ページをお願いいたします。6款1項公債費1目利子に242万5000円の計上で、前年度と同額でございます。これは、一時

借入金が発生した場合の利子でございます。

78・79ページをお願いいたします。7款諸支出金1項償還金及び還付加算金は2111万円の計上で、前年度と比べ141万4000円の減少でございます。これは保険料等の還付などに要する経費でございます。

80・81ページをお願いいたします。8款1項1目予備費に100万円の計上でございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。46・47ページをお願いいたします。

1款1項1目国民健康保険料に36億5837万4000円の計上で、前年度と比べまして9275万4000円の減少でございます。これは、子ども・子育て支援納付金分現年分を新たに徴収しますが、被保険者数の減少などにより全体的に減少するものでございます。

少し飛びまして、54・55ページをお願いいたします。5款府支出金に142億2484万9000円の計上で、前年度と比べまして1億6127万3000円の減少でございます。

1項府補助金1目保険給付費等交付金は、大阪府から市に交付され、普通交付金と特別交付金に大別されます。55ページをお願いいたします。保険給付費等交付金のうち1節普通交付金は、主に市町村が保険給付に要した費用が大阪府から交付されます。その下、2節特別交付金は、市町村の取組状況等に応じて交付されるもので、本市独自の事情に応じた費用として交付される特別調整交付金分と特定健康診査及び保健指導の実施に要した費用の一部が交付される特定健康診査等負担金がございます。保険給付費等交付金につきましては、保険給付費等の減少に伴い減少するものでございます。

58・59ページをお願いいたします。7款繰入金1項1目一般会計繰入金に21億8794万5000円の計上で、前年度と比べまして

9852万9000円の減少でございます。これは、国民健康保険基盤安定繰入金など、国が示す繰入れ基準に基づく一般会計からの法定内繰入金でございます。

62・63ページをお願いいたします。9款諸収入に5498万円の計上で、前年度と比べて2万6000円の増加でございます。

1項延滞金、加算金及び過料に2100万円の計上で、前年度と同額でございます。

2項雑入に3398万円の計上で、前年度と比べて2万6000円の増加でございます。

○松本妙子委員長

説明が終わりました。

通告のありました委員は順次発言願います。

○田中市子委員

そしたら、質問させていただきます。今、御説明にもありましたが、来年度4月から国の少子化対策として子ども・子育て支援金制度が始まります。その財源は、国保も含めた公的医療保険の保険料への上乗せによって、全ての保険加入者が負担するということとなります。子育て世帯の方も同様に負担はあるんですけども、子育て世帯のための給付というのがありますので、制度の恩恵も受けられると。ただ、それ以外の方にとっては、新たな負担になるだけなので、独身税と皮肉を込めて言われたりもしています。まさに子育て世代とそれ以外を分断するものにほかならないということなんです。市民実感としては、国保の負担がまた増えるというように感じる方が多いかと思えます。

その上で、では令和8年度の国民健康保険料について、被保険者1人当たりの金額はどのようになっているのか、また、令和7年度や令和6年度と比べてどうなっているのかも教えてください。

○井出英明健康保険課長

令和8年度予算につきましては、令和8年1月に大阪府が示されました市町村標準保険料率に設定しておりまして、本市の令和8年度1人当たりの保険料額は15万8484円となっております。令和7年度が15万6440円でしたので、金額にいたしまして2044円、率にしまして約1.3%の増加となります。

また、令和6年度は1人当たりの保険料額が15万9965円でしたので、令和6年度と令和8年度を比べますと、1481円減少していることとなります。

○田中市子委員

一昨年との比較では、まだ、今年度、引き上げられても若干低いという御説明でした。ただ、来年度は今年度より2000円以上の増加ということです。やはり負担が増すという、それに加えて先ほどの子ども・子育て支援金の上乗せということになります。

特に大阪府は、全国に先駆けて府下完全統一保険料となっております。市独自の軽減も減免もできないようにされております。その中で、過去、この市の担当の方も、大阪府からの意見聴取に対して、大阪府の保険料率は高い水準である一方、1人当たりの医療費はそこまでの水準ではないと。適正な推計に基づいた算定をお願いしたいなどしっかり要望もしていただいた中で、昨年度の分は一旦引き下げられたと。またそれが徐々に引き上げられようとしているというような実態かと思えます。

負担が大きいと、保険料を滞納せざるを得ないという世帯も多くなっているのではないかと思います。私なども度々そういう相談を受けているんですけども、健康保険課として保険料の納付相談など、どれくらい実施されているのかお示してください。

○井出英明健康保険課長

納付相談では、その方の資産状況や世帯

の状況等を確認させていただいた上で、分納相談を行っています。令和7年4月から令和8年1月までの分納相談の件数は、延べ件数となりますが、窓口で受けたものが1896件、電話で受けたものが1789件、合わせて3685件となっております。

○田中市子委員

3685件もの方が分納相談を行って、保険料を納付されているということです。それでも、分納してもなおかつ納付が困難になるということもあろうかと思いますが、分納相談での支払いが滞った場合はどのようなのかお示してください。

○井出英明健康保険課長

分納誓約いただいた方から支払いが困難だというふうな相談があった場合には、その状況を聞き取った上、やむを得ない部分であればと判断しましたら、一定期間支払いを待たせていただくこともあります。

しかしながら、連絡がなく不履行となった場合は、まず電話にて催告させていただいて、それでも納付が確認できない場合は分納不履行注意書を送付いたします。その上で、さらに連絡がなく、納付が確認できない場合は、財産調査を行い、差押えすべき財産がある場合は差押えを実施しております。

○田中市子委員

それでは、今年度、差し押さえた件数はどのくらいになるのかお示してください。

○井出英明健康保険課長

令和8年1月までの差押え件数は521件となっております。

○田中市子委員

521件というのは、かなり保険の加入者から考えると多い件数ですね。分納相談をしながら分納を行っている3685件と併せて、やはりこの保険料というのが非常に深刻だというふうに思います。国民健康保険の加

入者は、後期高齢になる74歳までの年金生活の方や自営業、パートなど、職場が社会保険に加入していない人たちで、比較的所得も少ない場合が多いと。一方で、私たちのような地方議員も原則として国保に加入となっております。議員以外に、民間企業で週20時間以上働いているとか、会社を経営しているとか一部例外もありますが、こういった比較的所得の高い人が高い保険料を負担するという一方で、ある程度制度が成り立っているというふうに思います。

この間問題になりました維新の会の地方議員が脱法的な国保逃れをするというようなことは、制度の根幹を揺るがし、低所得の人たちの保険料を引き上げるというふうになるわけです。このようなことは絶対許せないというのをここで述べさせていただくとともに、やはり負担が大きいと。これだけ分納であったり差押えが発生している状況というのは、この制度自体にも問題があるというふうに考えられるわけです。

私たち日本共産党は、国政の上でも、この高過ぎる国保料には公費を投入して協会けんぽ並みに引き下げるとことを要望しております。しかし、こういう中で子ども・子育て支援金までも上乘せされ、一層重たい負担が市民にはのしかかってくるということを、ぜひ市の皆さん、行政の皆さんも把握していただいて、大阪府は統一国保で市町村に縛りをかけています。大阪府であったり、国であったりにこの実情を伝えて、国保料の負担軽減を求めていただくとともに、こういう払えないという実態が生まれている。差押えまで行くとかなり深刻な状態だと思いますので、丁寧な対応、相談しやすい、払えなくなると窓口にも行くのがしんどいというふうになってくるのが実態かと思います。差押えにまで至らないような働きかけをお願いします。

また、子ども・子育て支援金の上乗せについても、結局、窓口、国保の担当の方にもいろいろと何でやという相談も来るかと思えますので、この辺りも丁寧に対応していただくことを要望して、私の質問を終わります。

○松本妙子委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、議案第25号の質疑を終結いたします。

次の理事者と交代してください。

(理事者交代)

次に、議案第26号令和8年度岸和田市自転車競技事業特別会計予算の審査に入ります。

本件に関し、理事者の説明を求めます。

○横田智美公営競技事業所長

議案第26号令和8年度岸和田市自転車競技事業特別会計予算につきまして御説明申し上げます。特別会計予算書の9ページをお願いいたします。

第1条は歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ428億5241万5000円と定めるものでございます。

第2条は債務負担行為の定めであり、債務を負担することができる事項、期間及び限度額は13ページの第2表債務負担行為のとおり、第78回高松宮記念杯競輪・第5回パールカップ広告宣伝業務委託の開催事業で、期間は令和8年度から9年度まで、限度額は7000万円と定めるものでございます。

第3条は一時借入金の最高額を80億円と定めるものでございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして御説明申し上げます。まず歳出予算でございますが、98・99ページをお願いいたします。

1款自転車競技費に417億5361万1000円の計上で、前年度と比べまして49億3987万

6000円の増加でございます。

1項総務費は事務事業の執行及び施設管理に要する経費で、1億7799万1000円の計上で、前年度と比べまして612万1000円の増加でございます。

1目総務管理費に8908万2000円の計上でございます。

その下、2目施設管理費には8890万9000円の計上で、前年度と比べまして301万3000円の増加で、主な要因は、場内メインスタンドの老朽化に伴う消防設備の改修工事等に要する経費の増加でございます。

その下、2項開催費につきましては415億7562万円の計上で、前年度と比べまして49億3375万5000円の増加でございます。

1目通常開催競輪費に415億7562万円の計上で、その内訳でございますが、99ページ、事業別区分欄一番下、開催事業に88億3559万2000円の計上で、主な経費といたしまして、7節報償費に12億2076万3000円で、競輪選手の賞金等でございます。

100・101ページをお願いいたします。101ページ、内訳欄、12節委託料に68億5210万5000円で、自転車競技実施事務及び開催業務等包括委託料など、開催運営に係る委託料並びに、市営競輪開催時の場外車券発売に係る他の競輪場やサテライトへの委託料でございます。

その下、事業別区分欄中段の投票払戻事業に312億3686万5000円の計上で、これは車券売上額の75%に相当する払戻金で、前年度と比べまして37億9386万1000円の増加でございます。

その2つ下、全国競輪施行者協議会分担事業に3億8550万2000円の計上で、これは公益社団法人全国競輪施行者協議会への負担金でございます。

その下、JKA交付事業に8億9217万円の計上で、これは公益財団法人JKAへの

交付金でございます。

事業別区分欄一番下、地方公共団体金融機構納付事業に2億円の計上で、これは、競輪、ボートレースの売上げ収益に基づき、一定額を自転車特別会計から一括して地方公共団体金融機構へ納付するものでございます。

続きまして、102・103ページをお願いいたします。2款1項1目積立金に5億4030万3000円の計上で、前年度と比べまして768万6000円の増加でございます。これは、103ページ、事業別区分欄記載の各事業、岸和田市競輪事業基金、岸和田競輪場施設改善基金、岸和田競輪場環境改善基金にそれぞれ積み立てるものでございます。

104・105ページをお願いいたします。3款1項1目繰出金に3億3300万円の計上で、前年度と比べまして4400万円の増加で、これは一般会計への繰出金でございます。

106・107ページをお願いいたします。4款1項公債費に2億1850万1000円の計上で、前年度と比べまして126万5000円の減少でございます。これは、令和元年度から3年度の施設整備事業費の財源として借り入れました起債の償還に係る経費でございます。

引き続きまして、歳入につきまして御説明申し上げます。恐れ入ります。、88・89ページへお戻り願います。

1款競輪事業収入1項事業収入1目通常開催競輪事業収入に416億5441万6000円の計上で、前年度と比べまして50億5738万8000円の増加で、主には売上収入の増加によるものでございます。

90・91ページをお願いいたします。2款財産収入1項財産運用収入に2億4096万5000円の計上で、前年度と比べまして802万円の増加で、主な要因は、近畿地区の他の競輪場のバンク改修等に伴い、開催できない期間に本市競輪場を貸し出すことにより

発生する本場開催競輪場貸付収入の増加によるものでございます。

92・93ページをお願いいたします。3款繰入金1項基金繰入金に2億4099万2000円の計上で、前年度と比べまして151万5000円の減少でございます。

1目岸和田競輪場環境改善基金繰入金に2249万1000円の計上で、これは周辺環境整備費用の財源として繰り入れるものでございます。

2目岸和田競輪場施設改善基金繰入金に2億1850万1000円の計上で、施設整備事業費の起債償還に係る費用の財源として繰り入れるものでございます。

96・97ページをお願いいたします。5款諸収入に7億1604万1000円の計上でございます。

2項雑入1目通常開催競輪雑入に7億1604万円の計上で、前年度と比べまして7359万6000円の減少でございます。主な要因といたしましては、97ページ、説明欄の記載のとおり、場外開催業務受託収入において、コロナ禍以降、インターネット投票の増加に伴い、本市の競輪場及び管理施行している4つの専用場外車券売場での来場による車券売上げが減少していることによるものでございます。説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○松本妙子委員長

説明が終わりました。

通告のありました委員は順次発言願います。

○井舎英生委員

まず、103ページの競輪場積立事業について質問します。

これは約5億円強あります。それから、その下の岸和田競輪場環境改善基金として2160万円を計上されていますが、これは昨年度と比較してどうなんですか。

○松田浩城公営競技事業所次長

岸和田競輪場施設改善基金積立事業の積立金は、競輪開催に伴う施設整備工事及び修繕工事を実施するための基金となっております。予算額につきましては、昨年度が4億6156万4000円となっております、令和8年度は競輪開催における車券売上げが好調で、収益の増加が見込まれるため、昨年度と比較して約12%の増額となっております。

また、岸和田競輪場環境改善基金積立事業の積立金は、競輪開催の環境対策に伴う地元周辺町会等への報償費及び補助金等の交付のための基金となっております。予算額につきましては、令和7年度が2049万1000円となっております、令和8年度は昨年度と比較して約5%の増額で、同等程度の予算額となっております。

○井舎英生委員

分かりました。競輪場の施設改善というのは、今説明あったように、施設をよくすると。ほかからもいろいろ施設を貸してほしいということもあるみたいですから、ぜひいい状況にして、いい結果が出るようにしてほしいと思います。

それから、周辺環境のことですけれども、周辺は、非常に、競輪場で夏、いろいろ子供たちと家族連れが集えるような場を、機会を提供していただいているようでして、非常にみんな、特に子供たちも楽しくやっているとしますので、ぜひ継続していただきたいと思います。

それから、105ページ、一般会計繰出事業について質問します。

昨年度、令和7年度、非常にいい結果を出していただいて、7億円近い繰り出しで、それが教育基金の積立てになるということ、非常に岸和田市の教育に協力していただいていると思いますが、令和8年度は、一応3億3000万円ということですが、前年

度と比べて、計画上は4400万円の増ということですが、今言った、さきの補正予算のところは6億7000万円の増額になりましたので、ぜひ好調にいい成績に努力していただいて、繰出金をもっと増額できることを期待しておるんですけど、いかがでしょうか。

○松田浩城公営競技事業所次長

委員御指摘のとおり、令和7年度も売上げ好調が続いておりますが、今年2月からギャンブル依存症対策ということで、広告宣伝で認められるポイント制度の見直しが行われました。今後、車券売上げにどのように影響が出るかは未知数ではありますが、繰出金の予算額を増額できるように努めてまいります。

○井舎英生委員

答弁ありがとうございます。非常に岸和田市の競輪場は全国の中でも古い歴史もありますし、近畿周辺でも岸和田競輪と、あと福井競輪があると思いますけれども、やはり有名になっておりますし、ぜひいい成果を出していただいて、教育行政に貢献していただけることをお願いして、質問を終わります。ありがとうございます。

○高比良正明委員

それでは、92ページ、岸和田競輪場の繰入金について質問いたします。

岸和田競輪場施設改善基金繰入金として2億1850万1000円を計上されているんですけども、この繰入金の使途を教えてください。また、基金の残高についても教えてください。

○松田浩城公営競技事業所次長

岸和田競輪場施設改善基金は、競輪開催に伴う施設整備工事及び修繕工事を実施するための基金となっております。今回、当初予算に計上させていただいております2億1850万1000円の繰入金の使途については、

令和3年度に完了した第1期施設整備工事に伴う借入金の利息を含む償還金でございます。

また、基金の残高は、令和7年3月31日現在で9億1950万4000円となっております。

○高比良正明委員

1年たって売上げが好調やということで、これにさらに今年度の決算ではプラスアルファがあるというふうに考えるわけですが、今後の基金の積立と第1期施設整備工事に伴う借入金の償還予定について教えてください。

○松田浩城公営競技事業所次長

現在、第2期施設整備工事について検討しているところですが、これと併せて資金計画を策定した上で、施設整備基金を計画的に積み立ててまいります。また、第1期施設整備工事に伴う借入金の償還予定ですが、令和2年度から始まり、最終令和18年度に完済予定となっております。

○高比良正明委員

現在、売上げがこの近年好調ということになっておるんですけども、今後もし車券の売上げが減少した場合に、償還金の返済や基金への積立、一般会計への繰り出しというのはどうなるのでしょうか。

○松田浩城公営競技事業所次長

今後、もし車券売上げが減少した場合は、まず、償還金の返済につきましては、令和18年度まで毎年償還する必要がありますので、基金への積立や一般会計への繰り出しは減少することとなります。公営競技事業所としましては、引き続き基金への積立及び一般会計の繰り出しができるよう、現在好調である車券売上げの維持に取り組んでまいります。

○高比良正明委員

さすがに基金の積立や一般会計の繰り出しもゼロになりますよというようなことは

ないと思うんですけども、車券売上げを維持できるようにしていただきたいということで、将来的には競輪場内にある現在のBMXのコースを移転して、その跡地に選手宿舎を移設するということになっているわけですが、資金計画を含めて進捗状況を教えてください。また、BMXのコースが移転される場合、新たなコースが完成するまでの間、一定期間、コースの利用ができなくなってしまうということはあるのでしょうか。

○松田浩城公営競技事業所次長

当初の計画では、第2期整備工事については、2022年度以降、財政状況等を勘案し、引き続き検討することとしており、現在、資金計画を含め、課題の抽出を行っているところでございます。

BMXコースの移転につきましては、新たなコースが完成した後に現在のコースを解体する予定ですので、利用できなくなる期間がないようにしたいと考えております。

○高比良正明委員

2016年8月30日、井舎議員の質問では、競輪場は迷惑施設なので4会派の提案として阪南2区や木材コンビナートなどのような臨海埋立ての場所への移転と、跡地にスポーツ公園などが提案されております。そのときに信貴市長は答弁で、競輪場が迷惑施設であること、また、現在の地に居座り続けることは、周辺の市民の方々には迷惑なんですとの発言につきましては、地域の皆さん、そして従業員及び職員、そして全ての運営に関わる皆様に対して非常に申し訳なく、そして悲しく残念に思うわけでございます。市としてそういう施設であると認めたことは1度もございませんと即座に火消しをしております。

いずれにせよ、基金はため続けて、償還金もあと10年、2036年度には返済が終了す

るということですので、スポーツのまちという、佐野市長が言われている、そういうふうな発展をさせるためにも、第2期整備工事や将来の青写真を早く示していただくようお願いまして、質問を終わります。

○松本妙子委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、議案第26号の質疑を終結いたします。

次の理事者と交代してください。

(理事者交代)

次に、議案第27号令和8年度岸和田市土地取得事業特別会計予算の審査に入ります。

本件に関し、理事者の説明を求めます。

○新内利彦財務部長

特別会計予算の15ページをお願いいたします。議案第27号令和8年度岸和田市土地取得事業特別会計予算でございます。

第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4988万円と定めてございます。

それでは、歳出のほうから御説明申し上げます。118・119ページをお願いいたします。

1款1項用地購入費1目屋内プール整備事業用地購入費に2785万円の計上でございます。これは屋内プール整備事業用地として土地所有者より購入するものでございます。

120・121ページをお願いいたします。2款1項公債費は4億2203万円の計上で、前年度より392万2000円の減少でございます。

1目元金は4億928万円の計上で、前年度と同額でございます。これは市債の元金償還金でございます。

2目利子は1275万円の計上で、392万2000円の減少でございます。これは市債の利子償還金でございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げ

げます。116・117ページにお戻り願います。

1款1項繰入金1目一般会計繰入金は4億4988万円の計上で、前年度より2392万8000円の増加でございます。これは、用地購入費及び市債の元利償還のため、一般会計から本会計へ繰り入れるものでございます。

○松本妙子委員長

説明が終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、議案第27号の質疑を終結いたします。

次の理事者と交代してください。

(理事者交代)

次に、議案第28号令和8年度岸和田市後期高齢者医療特別会計予算の審査に入ります。

本件に関し、理事者の説明を求めます。

○生嶋雅美市民健康部長

議案第28号令和8年度岸和田市後期高齢者医療特別会計予算につきまして御説明申し上げます。

特別会計予算書の19ページをお願いいたします。まず、第1条では予算の総額を歳入歳出それぞれ41億7068万6000円と定めてございます。

第2条は債務を負担することができる事項、期間及び限度額を定めるものでございます。内容につきましては、23ページの第2表を御覧ください。記載の納入通知書作成・発送等業務委託は、令和9年度当初に納入通知書等の作成及び発送準備に着手する必要があり、そのため、令和8年度中に契約を締結の上、作業を進める必要があることから、記載のとおり債務負担行為をお願いするものでございます。

詳細につきまして、歳出から御説明申し上げます。138・139ページをお願いいたし

ます。

1 款総務費に5556万3000円の計上で、前年度と比べまして1840万9000円の増加でございます。

1 項総務管理費 1 目一般管理費に1542万8000円の計上で、前年度と比べまして11万2000円の増加でございます。

その下、2 項 1 目徴収費に4013万5000円の計上で、前年度と比べまして1829万7000円の増加でございます。これは保険料徴収に係る経費でございます。増加の要因は、139ページ、事業別区分欄、上から3 項目、後期高齢者医療システム運用事業におけるシステムの標準化対応に対する運用経費の増、及び令和 8 年度から創設される子ども・子育て支援金制度に対応するためのシステム改修費用が増えたことが主な要因でございます。

140・141ページをお願いいたします。2 款納付金 1 項保険料納付金 1 目後期高齢者医療保険料納付金に41億985万3000円の計上で、前年度と比べまして6 億6303万1000円の増加でございます。これは、被保険者から納付された保険料と低所得者への保険料軽減分を公費で補填する保険基盤安定繰入金を大阪府後期高齢者医療広域連合へ納付するものでございます。

142・143ページをお願いいたします。3 款 1 項 1 目保健事業費に57万円の計上で、前年度と比べまして4 万1000円の増加でございます。これは、大阪府後期高齢者医療広域連合から委託を受け、高齢者の健康増進を図るための保健事業を行うためのものでございます。

144・145ページをお願いいたします。4 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金に370万円の計上で、前年度と比べまして1 万8000円の増加でございます。これは保険料の減額更正に係る還付金及び還付加算金で

ございます。

146・147ページをお願いいたします。5 款 1 項 1 目予備費には100万円の計上でございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。128・129ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目後期高齢者医療保険料に32億7305万1000円の計上で、前年度と比べまして5 億4566万9000円の増加でございます。これは、市が被保険者等から徴収する後期高齢者医療保険料で、保険料の額は広域連合で決定いたしております。増加の主な理由は、保険料率の改定及び被保険者数の増加によるものでございます。

132・133ページをお願いいたします。3 款 1 項繰入金 1 目一般会計繰入金に8 億9679万7000円の計上で、前年度と比べまして1 億3544万5000円の増加でございます。これは、保険料の軽減分及び保険料徴収事務等に係る一般会計からの繰入金でございます。増加の主な理由は、保険料が軽減対象となる被保険者数の増加に伴い、公費による保険料の補填が増加したためでございます。

136・137ページをお願いいたします。5 款諸収入に83万6000円の計上で、前年度と比べまして38万5000円の増加でございます。これは、保険料の滞納に係る延滞金や市の預金利子等による収入でございます。

○松本妙子委員長

説明が終わりました。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、議案第28号の質疑を終結いたします。

次の理事者と交代してください。

(理事者交代)

次に、議案第29号令和 8 年度岸和田市介

護保険事業特別会計予算の審査に入ります。

本件に関し、理事者の説明を求めます。

○山本隆彦福祉部長

議案第29号令和8年度岸和田市介護保険事業特別会計予算につきまして御説明申し上げます。

特別会計予算書の25ページをお願いいたします。第1条では予算の総額を歳入歳出それぞれ220億3760万5000円と定めてございます。

第2条では債務を負担することができる事項、期間及び限度額を定めるものでございます。内容につきましては、29ページの第2表をお願いいたします。記載の納入通知書作成・送等業務委託は、令和9年度当初に直ちに仮算定における納入通知書等の発送を行う必要があり、令和8年度中に委託契約を締結し、作業を進めるため、記載のとおり債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

その下、要介護認定調査支援システム運用は、令和8年度から13年度までの期間、介護認定調査業務の負担軽減及び効率化を図るため、要介護認定調査支援システムを導入するためのものでございます。

25ページにお戻り願います。第3条では一時借入金の最高額を4億円と定めてございます。

第4条第1号は各項に計上いたしました職員給与費等の予算額に過不足を生じた場合、また第2号では、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合、それぞれ同一款内での流用ができることを定めてございます。

引き続きまして、詳細につきまして、歳出から順に御説明申し上げます。172ページ、173ページをお願いいたします。

1款総務費に5億6128万3000円の計上で、前年度より1億959万6000円の増加でござい

ます。

1項総務管理費に2億3571万9000円の計上で、前年度より7473万2000円の増加でございまして、これは、介護保険事業に係る職員給与費、システムの管理開発委託料、国保連合会への負担金等でございます。

174ページ、175ページをお願いいたします。2項1目徴収費に5442万5000円の計上で、前年度より306万8000円の増加でございまして。

その下、3項介護認定審査費に2億7113万9000円の計上で、前年度より3179万6000円の増加でございまして。

178ページ、179ページをお願いいたします。2款保険給付費に206億1785万円の計上で、前年度より17億8800万円の増加でございまして。増加の理由は、要介護認定者数の増加に加え、令和8年度介護報酬改定によるものでございます。

1項介護サービス費に190億4700万円の計上で、前年度より16億3200万円の増加でございまして。これは要介護認定を受けた方に対する給付費で、介護サービスの種類ごとにそれぞれの給付費を計上してございまして。

ページ中ほど、2項介護予防サービス費に6億3000万円の計上で、前年度より7400万円の増加でございまして。これは要支援認定を受けた方に対する給付費で、こちらもサービスの種類ごとにそれぞれの給付費を計上してございまして。

ページ最下段、3項審査支払手数料1500万円の計上で、前年度より300万円の減少でございまして。

180ページ、181ページをお願いいたします。4項高額介護サービス等費に5億8000万円の計上で、前年度より8000万円の増加でございまして。これは、利用者負担の合計が定められた限度額を超えたとき、その超過額を支給し、利用者負担の軽減を図るた

めの給付費でございます。

5 項高額医療合算介護サービス等費に 8070 万円の計上で、前年度より 1000 万円の増加でございます。これは、医療保険と介護保険両方のサービスを利用している世帯で自己負担額の合計が一定額を超えた場合、その超えた額を支給し、利用者負担の軽減を図るための給付費でございます。

6 項特定入所者介護サービス等費に 2 億 6515 万円の計上で、前年度より 500 万円の減少でございます。これは、自己負担となっている施設における居住費及び食費につきまして、低所得者の負担を軽減するための給付費でございます。

182 ページ、183 ページをお願いいたします。3 款地域支援事業費に 8 億 3356 万 7000 円の計上で、前年度より 3910 万 1000 円の増加でございます。

1 項介護予防・日常生活支援総合事業費に 5 億 6092 万 3000 円の計上で、前年度より 2126 万 8000 円の増加でございます。これは、要支援者、総合事業対象者が訪問型サービスや通所型サービスを利用する経費及び一般介護予防事業に要する経費でございます。

ページ下、2 項包括的支援等事業費に 2 億 7089 万 8000 円の計上で、前年度より 1826 万 9000 円の増加でございます。

186 ページ、187 ページをお願いいたします。3 項審査支払手数料に 174 万 6000 円の計上で、前年度より 43 万 6000 円の減少でございます。

188 ページ、189 ページをお願いいたします。4 款 1 項保健福祉事業費に 211 万円の計上で、前年度より 64 万 5000 円の減少でございます。

190 ページ、191 ページをお願いいたします。5 款 1 項積立金 1 目介護給付準備基金積立金に 1714 万 6000 円の計上で、前年度より 1045 万 4000 円の増加でございます。

192 ページ、193 ページをお願いいたします。6 款 1 項公債費 1 目利子に 64 万 7000 円の計上で、前年度と同額でございます。

194 ページ、195 ページをお願いいたします。7 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金に 400 万 2000 円の計上で、前年度と同額でございます。

196 ページ、197 ページをお願いいたします。8 款 1 項予備費 100 万円の計上でございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。154 ページ、155 ページをお願いいたします。

1 款 1 項介護保険料 1 目第 1 号被保険者保険料に 38 億 8343 万 8000 円の計上で、前年度より 6723 万 2000 円の増加でございます。

158 ページ、159 ページをお願いいたします。3 款国庫支出金に 52 億 5712 万 3000 円の計上で、前年度より 4 億 6379 万 1000 円の増加でございます。

1 項国庫負担金 1 目介護給付費負担金 39 億 1588 万 9000 円の計上で、前年度より 3 億 3856 万 2000 円の増加でございます。これは介護給付費に対する国の負担額でございます。

2 項国庫補助金 13 億 4123 万 4000 円の計上で、前年度より 1 億 2522 万 9000 円の増加でございます。これは保険給付に対する交付金と各保険者の取組に対する交付金でございます。

160 ページ、161 ページをお願いいたします。4 款 1 項支払基金交付金に 57 億 1791 万 6000 円の計上で、前年度より 4 億 8838 万 4000 円の増加でございます。これは保険給付費の 27% 相当分で、社会保険診療報酬支払基金から交付されます第 2 号被保険者の保険料を原資とする交付金でございます。

162 ページ、163 ページをお願いいたします。5 款府支出金に 29 億 621 万円の計上で、

前年度より2億4865万7000円の増加でございます。

1 項府負担金に27億8364万2000円の計上で、前年度より2億4253万7000円の増加でございます。これは介護給付費に対する大阪府の負担分でございます。

2 項府補助金に1億2256万8000円の計上で、前年度より612万円の増加でございます。これは介護予防・日常生活支援総合事業費の12.5%相当分及び包括的支援等事業費の19.25%相当分でございます。

164ページ、165ページをお願いいたします。6 款財産収入1 項財産運用収入1 目利子及び配当金に1714万6000円の計上でございます。

166ページ、167ページをお願いいたします。7 款繰入金に42億1547万2000円の計上で、前年度より6億3132万9000円の増加でございます。

1 項一般会計繰入金に34億8453万9000円の計上で、前年度より3億398万円の増加でございます。これは、介護給付費、保険料の軽減分及び事務費等に係る一般会計からの繰入金でございます。

2 項基金繰入金に7億3093万3000円の計上で、前年度より3億2734万9000円の増加でございます。

170ページ、171ページをお願いいたします。9 款諸収入に4029万8000円の計上でございます。

○松本妙子委員長

説明が終わりました。

通告のありました委員は順次発言願います。

○南加代子委員

それでは、185ページの在宅医療・介護連携推進事業について、在宅医療と介護の連携についてお伺いいたします。

本市では、岸和田市の医師会に対して、

この事業実施運営委託料として年間100万円の委託費を支出して、在宅医療・介護連携の推進に取り組んでおられます。まずは、この委託事業の内容について教えてください。

○蓮井睦美介護保険課長

本事業については、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を切れ目なく提供できる体制の構築を推進するため、地域の実情を把握、分析した上で、医療機関や介護事業所等の関係者との協働、連携を推進することを目的とさせていただきます。

毎月、医療・介護関係者約22団体から成る岸和田市在宅医療・介護連携推進拠点会議を開催し、市民や専門職向けの研修会の企画、運営、医療と介護の連携に必要なツールを作成し、関係機関への普及啓発など様々な取組を行ってございます。

委託料の内容としましては、ホームページの管理費や研修講師費用、チラシ等の印刷費、通信運搬費、会議開催に係る事務費や諸経費等となっております。

○南加代子委員

委託内容には理解をいたします。この本事業というのは大変にこれから必要になってくるものでございます。入退院時の例えば情報共有、ケアマネジャーや訪問介護との調整、そして多職種会議の運営、在宅医療につなぐ相談対応など、医療と介護の橋渡しにどの程度、では寄与しているのでしょうか。現時点での成果と課題をお伺いいたします。

○蓮井睦美介護保険課長

これまでに市民向けや専門職向けなど、様々な研修等の実施に加え、市民、医療・介護関係者の速やかな情報共有、連携を行

うためのポータルサイトであるアットホームきしわだの運営や、施設職員、救急隊員、搬送先医師などが適切かつスムーズな搬送と処置が行えるよう連携するための救急時連携シート、在宅で介護サービスを利用する方が医療機関へ入院する際、その方の在宅での生活、心身の状況、緊急連絡先などを居宅介護支援事業所から医療機関へ共有するための入院時連携シートなど、多職種連携だからこそできる実用的な事業を実施してございます。

課題としましては、より切れ目のない在宅医療と介護の提供体制構築を推進するため、これまで実施してまいりました事業がどのような成果につながっているのか、ロジックモデルなどを活用した評価を行いながら、より一層の連携強化や迅速化を図ることだと考えてございます。

○南加代子委員

御答弁いただきました。この本事業については、対象が人ということで、なかなか目に見える成果というのは難しいかもしれませんが、成果を測る指標は設定をされているのでしょうか。

○蓮井睦美介護保険課長

成果を測る指標は設定してございませんが、在宅医療・介護連携推進拠点会議の中で、国の在宅医療・介護連携推進事業の手引で示されてございます日常の療養支援、入退院時支援、急変時の対応、みとりなどの場面ごとのワーキンググループで達成すべき目標をそれぞれ設定し、PDCAサイクルに沿った取組を実施してございます。また、必要に応じてアンケートを実施するなど、達成度の確認も都度行っております。

○南加代子委員

この成果の評価については、専門職の自己評価だけで終わらせずに、家族がどれだ

け安心できているかという市民目線の満足度も事業の成果として重視をしていただきたいと思いますと考えております。

在宅医療のニーズが増える中で、在宅医療と介護との連携はますます重要になっている反面、現場で介護を担う家族の視点に立ちますと、スムーズな連携にはまだ壁があると考えております。

以前、御相談を受けた方もいらっしゃいました。例えば、寝たきりの方の受診は負担が大きくて、状態が少し変わっただけでも、医師の指示書がなければ訪問看護は動くことができません。不安を抱えたまま医療や介護を受ける状況は、本来あってはならないことです。そのときに、いろいろと御相談をした中で、例えばオンライン診療と訪問看護師や介護支援の専門医など多職種が情報をリアルタイムで情報共有できる仕組みなど、ICTを今後活用し、負担軽減と不安解消となる取組を検討していただきたいと考えます。

これまでも本市では様々な取組をされておりますが、市の事業だけで在宅医療と介護の連携を推進するには限度があると考えます。国や府の取組も併せて、どのように今後進めていこうとお考えなのか、そのことについてお聞かせください。

○蓮井睦美介護保険課長

委員御指摘のとおり、高齢化の進展に伴い、在宅医療と介護の連携はますます重要になっていると認識してございます。また、医療制度の内容とはなりますが、オンライン申請を取り巻く状況への変化への対応につきましては、国においても議論をされているところです。大阪府では、国の在宅医療の体制構築に係る指針に基づきまして、第8次大阪府医療計画から在宅医療の体制構築を推進するため、在宅医療に必要な連携を担う拠点を整備してございます。

本市では、岸和田市医師会がその連携を担う拠点となり、多様な情報を多職種間で共有することにより、よりシームレスな連携が可能となるようICTの活用について検討するなど、在宅医療を支える地域のサービス基盤の整備を行っているところです。

国の示す手引では、連携を担う拠点は市町村の取組との連携を図ることが重要とも記載されており、本市でも岸和田市医師会と協議、調整を行いながら事業を実施しているところでございます。

今後につきましては、連携を担う拠点である医師会をはじめ、関係団体等との連携強化を図り、国の動向を注視しながら、地域の実情に応じた体制整備を進め、引き続き、医療と介護が一体となった地域包括ケアシステムの深化、推進に努めてまいります。

○南加代子委員

最後に要望いたします。

地域包括ケアシステムの深化、推進という言葉がございました。この地域包括ケアシステムの深化は本当に大切なことです。今後、在宅医療と介護が必要とされる方や、その家族の不安を減らすため、オンライン診療や多職種のリアルタイム共有など、医師会と協議、調整をしていただきまして、デジタルを生かした連携を実際の運用へ進めていただくことを要望して、質問を終わります。

○松本妙子委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、議案第29号の質疑を終結します。

次の理事者と交代してください。

(理事者交代)

次に、議案第30号令和8年度岸和田市財産区特別会計予算の審査に入ります。

本件に関し、理事者の説明を求めます。

○谷口英樹総務部長

議案第30号令和8年度岸和田市財産区特別会計予算の御説明を申し上げます。特別会計予算書31ページをお願いいたします。

第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億5788万6000円と定めてございます。

まず、歳出から御説明申し上げます。208ページ、209ページをお願いいたします。

1款総務費1項総務管理費は1億537万5000円の計上で、前年度に比べ1億3853万4000円の減少でございます。

1目三田財産区事業補助金は1694万9000円の計上で、前年度と同額でございます。これは、土地貸付収入の2分の1を地元公共施設整備補助金として交付するものでございます。

2目久米田池財産区事業補助金は200万円の計上で、前年度と同額でございます。これは久米田池交流資料館に対する補助金でございます。

3目土生滝財産区事業補助金は17万5000円の計上で、前年度と同額でございます。これは、土地貸付収入の2分の1を地元公共施設整備補助金として交付するものでございます。

4目真上財産区事業補助金は40万円の計上で、前年度と同額でございます。これは、土地貸付収入の2分の1を地元公共施設整備補助金として交付するものでございます。

5目下松・八阪・上松財産区事業補助金は、前年度より7800万6000円の皆増でございます。これは、下三ツ池処分に伴う地元公共施設整備補助金として交付するものでございます。

6目神須屋財産区事業補助金は、前年度より782万9000円の皆増でございます。これは、神須屋財産区が所有する土地の処分に

伴う地元公共施設整備補助金として交付するものでございます。

7目山直中財産区事業補助金は、前年度より1万6000円の皆増でございます。これは、土地貸付収入の2分の1を地元公共施設整備補助金として交付するものでございます。

210ページ、211ページをお願いいたします。2款1項1目繰出金は8億5251万1000円の計上で、前年度より1814万8000円の減少でございます。これは、211ページ、事業別区分欄に記載しております三田財産区ほか10の財産区の一般会計への繰出金でございます。

歳出の説明は以上でございます。

続きまして、歳入について説明申し上げます。204ページ、205ページにお戻り願います。

1款財産収入は1億4987万2000円の計上で、前年度より2092万3000円の減少でございます。

1項財産運用収入1目財産貸付け収入は3508万円の計上で、前年度より3万2000円の増額でございます。これは、205ページ、説明欄に記載しております三田財産区財産、土生滝財産区財産、真上財産区財産及び山直中財産区財産の土地貸付収入でございます。

2項財産売払収入1目不動産売払収入は1億1479万2000円の計上で、前年度より2095万5000円の減少でございます。これは、下松町内及び神須屋町内の土地の売却収入でございます。

206ページ、207ページをお願いいたします。2款1項1目繰越金は8億801万4000円の計上で、前年度より1億3575万9000円の減少でございます。これは、207ページ、説明欄に記載しております田治米財産区ほか5つの財産区の前年度繰越金でございます。

説明は以上でございます。

○松本妙子委員長

説明が終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、議案第30号の質疑を終結いたします。

次の理事者と交代してください。

(理事者交代)

次に、議案第31号令和8年度岸和田市下水道事業会計予算の審査に入ります。

本件に関し、理事者の説明を求めます。

○越智正則下水道河川部長

議案第31号令和8年度岸和田市下水道事業会計予算につきまして御説明いたします。企業会計予算書の3ページをお願いいたします。

第2条は年間下水管布設延長、年間有収水量、主要な建設改良事業について、業務の予定量を定めてございます。

第3条の収益的収入及び支出並びに第4条の資本的収入及び支出につきましては、後ほど予算に関する説明書で御説明いたしますので、ここでは省略させていただきます。

次に、4ページをお願いいたします。第5条は継続費でございます。令和8年度から令和9年度までの2か年の継続事業といたしまして、天の川下水ポンプ場設備更新事業を予定しており、3900万円の継続費総額と各年度の年割額を定めてございます。

第6条は債務負担行為でございます。下水道台帳システムの構築及び精度向上業務委託といたしまして、令和8年度から令和9年度までの期間で限度額を5200万円と定めてございます。

第7条は起債の目的、限度額等を定めておりまして、公共下水道事業で9億9020万円、流域下水道事業で9130万円、資本費平

準化債で11億5800万円を借り入れる予定で
ございます。

以上、概要でございます。

続きまして、予算に関する説明に入らせて
いただきます。28ページ、29ページをお
願いいたします。

収入及び支出のうち、主なものにつつま
して、御説明いたします。まず、収益的収
入について御説明いたします。

1 款事業収益に75億1204万円の計上で、
前年度と比べ3750万6000円の減少でござ
います。

1 項営業収益は50億9391万4000円の計上
で、964万3000円の減少でございます。

1 目下水道使用料は37億8460万円の計上
で、3400万円の減少でございます。これは
主に、人口の減少等に伴う使用水量の減少
によるものでございます。

2 目他会計負担金は雨水及びし尿処理に
係る一般会計負担金で、13億923万4000
円の計上で、2563万7000円の増加でござ
います。これは主に、し尿処理事業維持管理
負担金の増加によるものでございます。

30ページ、31ページをお願いいたします。
2 項営業外収益は24億1810万6000円の計
上で、2786万3000円の減少でございます。

2 目他会計補助金は汚水及び雨水処理に
係る一般会計補助金で、9億8712万円の計
上で、4506万5000円の減少でございます。
これは主に、汚水処理に係る減価償却費補
助金の減少によるものでございます。

34ページ、35ページをお願いいたします。
収益的支出でございます。1 款事業費用に
67億5405万8000円の計上で、前年度と
比べ2億2853万6000円の増加でござ
います。

1 項営業費用は62億4654万2000円の計上
で、2億8451万9000円の増加でござ
います。

1 目管渠費は管渠の維持管理に要する経
費で、5億375万7000円の計上で、3939万

3000円の増加でございます。これは主に材
料費、委託料の増加によるものでございま
す。

36ページ、37ページをお願いいたします。
2 目ポンプ場費はポンプ場の維持管理に要
する経費で、1億9988万円の計上で、593万
2000円の減少でございます。これは主に、
人員構成の変動に伴い、職員給与費が減少
したことによるものでございます。

38ページ、39ページをお願いいたします。
3 目処理場費は処理場の維持管理に要する
経費で、3億8390万5000円の計上で、2856
万1000円の増加でございます。これは主に
修繕費の増加によるものでございます。

40ページ、41ページをお願いいたします。
4 目流域下水道管理費は流域下水道の維持
管理に要する経費の本市の負担分で、9億
7988万5000円の計上で、1億4731万2000
円の増加でございます。これは流域下水道に
おける維持管理費の増加によるものでござ
います。

42ページ、43ページをお願いいたします。
6 目業務費は使用料の調定、徴収に要する
経費で、1億8385万8000円の計上で、2182
万5000円の増加でございます。これは委託
料の増加によるものでございます。

7 目総係費は事業の一般活動に要する経
費で、1億7602万7000円の計上で、6019万
5000円の増加でございます。これは主に職
員給与費の増加によるものでございます。

46ページ、47ページをお願いいたします。
8 目減価償却費は37億6228万6000円の計上
で、1003万7000円の減少でございます。こ
れは償却対象となる資産の減少によるもの
でございます。

48ページ、49ページをお願いいたします。
2 項営業外費用は5億21万6000円の計上で、
5598万3000円の減少でございます。

1 目支払利息は3億9449万7000円の計上

で、670万7000円の増加でございます。これは主に企業債利息の増加によるものでございます。

54ページ、55ページをお願いいたします。資本的収入でございます。1款資本的収入に39億476万6000円の計上で、前年度と比べ1億4023万6000円の減少でございます。

1項1目企業債は30億3410万円の計上で、5億7580万円の減少でございます。これは主に資本費平準化債の減少によるものでございます。

60ページ、61ページをお願いいたします。4項補助金1目国庫補助金は7億8120万8000円の計上で、4億648万7000円の増加でございます。これは補助対象事業の増加によるものでございます。

62ページ、63ページをお願いいたします。5項他会計繰入金1目他会計出資金は8299万1000円の計上で、3192万3000円の増加でございます。これは主に、汚水整備事業に係る一般会計出資金の増加によるものでございます。

64ページ、65ページをお願いいたします。資本的支出でございます。1款資本的支出に70億5977万3000円の計上で、前年度と比べ6億4447万8000円の増加でございます。

1項建設改良費は20億636万9000円の計上で、8億4416万1000円の増加でございます。

2目管渠整備費は9億8400万1000円の計上で、5億3137万9000円の増加でございます。本年度は地蔵浜町の管渠布設工事などを予定してございます。

66ページ、67ページをお願いいたします。3目ポンプ場及び処理場整備費は8億8374万6000円の計上で、3億3031万5000円の増加でございます。本年度は磯ノ上下水処理場ポンプ場の施設更新事業などを予定してございます。

68ページ、69ページをお願いいたします。

2項1目企業債償還金は49億8340万4000円の計上で、1億9968万3000円の減少でございます。これは主に企業債残高の減少によるものでございます。予算に関する説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○松本妙子委員長

説明が終わりました。

通告のありました委員は順次発言願います。

○岸田厚委員

私のほうから、予算書37ページ、管渠費に計上されています委託料に関連して質問します。

昨年8月に説明があった下水道施設の管理、運用において、ウオーターPPPという官民連携の導入検討が行われています。令和8年度は関連する事業を予定されているのでしょうか。また、このウオーターPPPの概要を簡単に説明いただき、現在の取組状況と今後のスケジュールについてお聞かせください。

○井出和敏下水道河川整備課長

令和8年度のウオーターPPPに関する事業といたしまして、発注支援業務委託を行う予定でございます。ウオーターPPPは、内閣府のPPP/PFI推進アクションプランで新たに位置づけられました仕組みで、これは上下水道分野の管理、更新を一体的に官民でマネジメントするものです。施設の老朽化や人口減少に伴う収入減など、下水道事業が抱える課題に対応しまして、持続可能なサービスの確保を目指し、全国的に導入拡大が進められているところでございます。

取組状況ですけれども、令和7年度は導入可能性調査業務委託で参入が想定されます民間事業者へのアンケート、ヒアリング、そしてサウンディング調査など、さらに導

入効果の検証なども行っております。

今後は、令和8年度に事業者選定の公募、そして令和9年度に契約期間を10年度とし、事業の契約を締結、そして令和10年度の導入開始を目指す予定でございます。

○岸田厚委員

内閣府から示されたこのアクションプランで、今回一番変わるのが、補助金の在り方が変わるというふうにお聞きしているんですけど、この辺について少し説明いただけますでしょうか。

○井出和敏下水道河川整備課長

国から示されております方針につきまして、交付金の交付要件といたしまして、このウオーターPPPの導入ということが要件化されました。したがって、現在、本市では、老朽管渠の更新工事ですとか交付金を活用しているんですけども、その辺りは交付金が取れないという状態になりますので、本市ではこの導入を目指しているところになります。

○岸田厚委員

今お示しがあったように、国から強制的に交付金を支給する要件として、このウオーターPPPの導入が引き続き行われるようにお聞きをします。

この先の事業運営について少しお伺いしたいんですけども、完全な民営化や、上水道の大阪広域水道企業団のような広域化、あるいは官民連携を継続するなど、将来的にはどのように運営していく考えなのかお示してください。

○井出和敏下水道河川整備課長

国のアクションプランでは、このウオーターPPPは原則として10年の長期契約で導入すること、さらに、将来的には段階的にコンセッション方式へと移行することも想定されております。運営権や料金の收受も民間が担うこととなりますこのコンセッ

ション方式ですけれども、資産は譲渡するわけではなく、市が所有するもので、完全民営化というものではありません。

本市としましては、将来的にも完全民営化や上水道のような組織の統合などの考えはなく、コンセッション方式についても視野に入れながら、官民連携での運営を継続する想定をしております。

○岸田厚委員

先ほどお示しがあったように、このウオーターPPPですけれども、国のほうが交付金をめぐってこれを導入させるという、あまりにもちょっと強権的なやり方ではないかなというふうに、私たちはこのやり方には反対しているものです。

また、先ほど言われたコンセッション方式にも様々な問題点があるというふうに思います。岸和田市にはいろんな施設があります。処理場、ポンプ場、また、管路、雨水管、河川水路、市内全域にインフラがある中で、施設ごとに課題は異なるはずなので、一括してこの部分を任してしまうのか、やはり部分的にやらなければならないのか、そういった問題もあります。

また、南海トラフの地震発生後、民間がどんな体制で行うのかというような不安もあります。導入については慎重に検討していただいて、まだ検討する期間があるというふうに思うので、岸和田市にとって本当にこのPPPの方式がいいのか、また、コンセッション方式がいいのかどうかという導入も含めて、ぜひ検討のほうをさせていただきますことをお願いして、私の質問は終わります。

○松本妙子委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、議案第31号の質疑を結びたいします。

次の理事者と交代してください。

(理事者交代)

次に、議案第32号令和8年度岸和田市病院事業会計予算の審査に入ります。

本件に関し、理事者の説明を求めます。

○藤原林市民病院事務局長

議案第32号令和8年度岸和田市病院事業会計予算について御説明いたします。

企業会計予算書の5ページをお願いいたします。第2条では、病床数、入院・外来患者数、主要な建設改良事業の業務の予定量を定めております。

第3条の収益的収入及び支出、第4条の資本的収入及び支出につきましては、後ほど予算に関する説明書で御説明いたしますので、ここでは省略させていただきます。

次に、6ページをお願いいたします。第5条は企業債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めており、本年度は病院増改築事業で3億4000万円、医療機器等整備事業で3億5000万円の発行を予定しています。

第9条は取得する重要な資産といたしまして、核医学診断装置など、記載のとおりでございます。

以上が予算の概要でございます。

続きまして、予算に関する説明に入らせていただきます。102・103ページをお願いいたします。収入及び支出のうち、主なものにつきまして御説明いたします。

まず、収益的収入でございますが、1款病院事業収益に170億196万6000円の計上で、前年度に比べ9491万5000円の増加でございます。

1項医業収益は158億3689万9000円の計上で、5008万9000円の増加でございます。

1目入院収益は99億9289万9000円の計上で、4億3904万8000円の増加で、主に診療単価の増加によるものでございます。

2目外来収益は52億7057万9000円の計上で、4億528万3000円の減少で、これは主に外来患者数の減少によるものでございます。

104・105ページをお願いいたします。3目その他医業収益は5億7342万1000円の計上で、1632万4000円の増加でございます。

106・107ページをお願いいたします。2項医業外収益は11億5506万7000円の計上で、4482万6000円の増加でございます。これは主に他会計補助金並びに他会計負担金の増加によるものでございます。

次に、110・111ページをお願いいたします。収益的支出について御説明いたします。

1款病院事業費用279億389万5000円の計上で、前年度に比べ10億2451万1000円の増加でございます。

1項医業費用は174億3023万円の計上で、10億4786万1000円の増加となっております。これは、給与費、材料費、経費などの増加によるものでございます。

1目給与費は78億435万4000円の計上で、職員598名ほかの人件費で、4億4075万7000円の増加となっております。これは、給料、報酬のほか、手当や法定福利費などが増加したことによるものでございます。

112・113ページをお願いいたします。2目材料費は57億2422万7000円の計上で、5億9986万4000円の増加でございます。これは主に薬品費と診療材料費の増加によるものでございます。

3目経費は27億7419万9000円の計上で、6236万6000円の増加となっております。これは主に修繕費や賃借料の増加によるものでございます。

116・117ページをお願いいたします。4目減価償却費は10億3316万7000円の計上で、3881万円の減少でございます。これは、建物及び附帯設備や器械備品の減価償却が減少したことによるものでございます。

118・119ページをお願いいたします。2項医業外費用は4億6266万5000円の計上で、2335万円の減少でございます。

1目支払利息及び企業債取扱諸費は3850万3000円の計上で、1256万8000円の減少となっています。これは主に企業債利息の減少によるものでございます。

少し飛びますが、124・125ページをお願いいたします。資本的収支について御説明いたします。

まず資本的収入でございますが、1款資本的収入に8億9221万円の計上で、前年度に比べ999万1000円の減少でございます。

1項1目企業債は6億9000万円の計上で、病院増改築事業と医療機器等の整備事業のため発行を予定しているもので、4000万円の増加でございます。

128ペ・129ページをお願いします。3項他会計繰入金1目出資金に2億円の計上で、5000万円の減少でございます。これは元金償還金の繰入金の一部でございます。

少し飛んで、136137ページをお願いします。資本的支出でございますが、1款資本的支出に17億9997万6000円の計上で、前年度に比べ1億8821万4000円の減少でございます。

1項建設改良費に7億3231万6000円の計上で、4016万7000円の増加でございます。

1目病院増改築費に3億4000万円の計上で、9000万円の増加でございます。

2目資産購入費に3億5000万円の計上で、5000万円の減少でございます。これは、医学診断装置や超音波診断装置などの更新費用でございます。

138・139ページをお願いします。2項1目企業債償還金は10億5675万円の計上で、2億3459万円の減少でございます。内訳につきましては、144ページから145ページまでの企業債明細書に記載しております。

その他事業につきましては、大きな変動はございません。説明は以上でございます。

○松本妙子委員長

説明が終わりました。

通告のありました委員は順次発言願います。

○南加代子委員

それでは、企業会計予算書102ページ、そして110から117と、医業費用と、続けて医業収益についてお伺いしてまいります。

人件費の上昇や物価高騰による材料費の経費の上昇により、病院経営というのは全国的にも厳しさを増していると思います。市民病院の当初の予算においても、この医業費用が10億円を超えて増加している状況です。市民の皆様が、例えば必要なときに安心して医療を受けられるようにするためには、医療の質と経営の持続性を両立させることが欠かせないと考えます。

まず、必要とされる医療提供に当たっては、新たな薬品や診療材料も必要だと思いますが、院内でそのようなものを使用開始する際の申請から承認までの流れ、そして、薬事委員会、物品管理委員会もあると思いますが、その審査の仕組みについてお示しください。

○宮垣雅美経営管理課長

まず、薬品につきましては、申請者は申請書の提出など所定の手続きを行い、医師、看護師、薬剤師で構成される薬事委員会で申請理由を説明します。委員会は、安全性、製剤の特性、価格等を総合的に審査した上で承認の可否を決定します。

次に、診療材料については、申請者は所属長の許可を得た上で、購入理由や使用頻度、保険請求額、値引き率などを記載した申請書を提出し、医師、看護師、臨床工学技士、事務職で構成する物品管理委員会で申請理由などを説明します。委員会は、同

等品の有無や収益性、材料の管理方法など、総合的に審査の上、購入の可否を決定します。

○南加代子委員

非常に細かいことを聞きましたけれども、その承認までの仕組みというのは丁寧に行われているというところは理解をいたします。

それでは、新規材料の導入など、必要量を上回る在庫が、例えば生じてしまったり、結果として有効期限切れなどの廃棄につながる懸念もあるのではないかと考えます。在庫の適正化や期限管理の体制、そして、廃棄の削減に向けた取組状況についても伺います。

○宮垣雅美経営管理課長

薬品につきましては、卸業者が温度や品質などを厳格に管理する薬品冷蔵庫を院内に5台設置しております。冷蔵庫内の薬品はタグにより管理され、取り出されなければ返品が可能な仕組みとなっており、高額な冷所保存薬は可能な限り冷蔵庫に保管することで、期限切れによる廃棄を防いでいます。

診療材料につきましては、使用頻度に応じて管理方法を決めており、使用頻度が多い材料は現場に定数配置し、物品管理受託業者が毎日残数を確認、補充を行います。管理方法や配置数は年3回見直しをしており、使用頻度が低い材料は配置数を減らしたり、在庫を置かず必要時に購入することで、可能な限り在庫を持たない運用としております。

また、薬品、診療材料ともにシステムによる在庫の一元管理を行っており、期限切迫品については損失額を明示し、期限内の使用を院内周知するとともに、年2回棚卸しを実施し、期限切れを防止しております。

これらの取組により、薬品の年間廃棄額

は、購入額約24億円に対し200万円程度、診療材料は、購入額約20億円に対し70万円程度で、購入額の0.1%以下に抑えております。

○南加代子委員

ありがとうございます。

私もこの詳細については、なかなか病院というのは難しいもので、調べてみました。この購入額の0.1%以下に抑えているというところが調べてみて分かりました。

では、個別の取組を踏まえた上で、病院全体の経営の改善について伺います。

市民病院は、令和6年度から9年度までの4年間を期間として経営強化プランを推進されております。このプランの第12章第4節には、マーケット分析と経費の削減が明確に掲げられていました。そこでお聞きをいたします。材料費や医薬品などについては、ベンチマークの活用や共同購入、使用料の適正化など、どのような取組を進めておられるのでしょうか。また、委託費については、契約内容やその精査、プロポーザル方式の活用など、見直しの状況を含めてお示してください。

○宮垣雅美経営管理課長

まず、薬品につきましては、ベンチマークを活用し、薬剤部と事務局が協力して、半期ごとに卸業者との価格交渉を実施するとともに、年度末には翌年度の購入に向けた見積り合わせを行っております。

診療材料につきましては、購入申請時にベンチマークを活用して価格交渉をするとともに、薬品同様、翌年度に向けた見積り合わせを実施し、前年度より価格が10%以上上がった品目や購入が大きい品目については、再交渉を行っております。また、業者から価格が安い同等品の提案を常時受け付けており、入替えの検討を実施すること

でコストの削減に取り組んでおります。

次に、委託費についてですが、役務の調達に係る業者の選定は入札やプロポーザル方式を原則としており、業務内容により単年度契約か長期継続契約かを決定しております。業者の人員不足等により参加業者が1社になる業務もありますが、基本的には複数業者から選定することで、内容の精査やコスト削減につなげております。

○南加代子委員

この経営強化プランに基づいて、細かいことですが、積み重ねが経営に関しては必要だと思います。医薬品や材料費については、引き続き、改善できるところは改善をしていただき、費用の削減への取組を続けていただきたいと思いますと申し述べておきます。

続きまして、予算書の102、103と、医業の収益についてお尋ねしてまいります。

病院の経営には、費用の削減だけではなく、収益の確保も重要だと考えます。病床利用率の改善や入院・外来収益構造の見直しなど、経営強化プランを推進する中で、どのような成果があつて、今後どのような見直しを持っておられるのか、お聞かせください。

○西川紀美医療マネジメント課長

現在、来院する外来患者は減少傾向にあり、反対に入院患者は増加しています。今後も泉州二次医療圏における人口将来推計において、人口減少と高齢者の増加が見込まれることから、収益確保のための病床利用率80%の目標を掲げ、令和8年2月の利用率は82.7%を達成いたしました。

また、国による医療機能の役割分担などにより、外来患者は減っていますが、市民病院は紹介患者の受入れを主とする地域医療支援病院でもありますので、積極的に地域の医療機関から紹介患者を受け入れ、急

性期医療を終えた患者は速やかに地域の医療機関に戻し、市民に急性期医療を提供してまいります。

○南加代子委員

地域医療に関しては、紹介、逆紹介というのは本当に必要だと思いますが、また、経営基盤の安定化は、地域包括ケアシステムの中で急性期医療を安定的に提供し続けるための基盤づくりでもあります。市民病院は急性期医療を担って、治療の終了後は速やかに退院、転院を進めて、次の急性期患者の受入れに備える役割が示されております。患者支援センターによる退院の調整や地域連携も含め、急性期医療を継続する上で、医療のソーシャルワーカー、MSWの役割が重要になると思われますが、市民病院におけるMSWの配置体制と具体的な役割について御説明ください。

○西川紀美医療マネジメント課長

医療ソーシャルワーカーは6名配置しており、社会福祉の専門職として、患者さんと御家族が安心して治療に専念できるよう主治医や地域の関係機関と連携し、生活面の不安や心配事の相談支援を行っております。

高齢化により入院の長期化、複雑化が進む中、入院早期から退院支援を開始し、退院後に必要となる医療、介護、福祉、行政などの地域資源へ円滑につなぐ重要な役割を担っており、患者さんや御家族の負担の軽減に努めています。

○南加代子委員

このMSWの役割は本当に大切だと思います。以前、外国に住んでいる方を受入れすることがございました。その際に、本当にこのMSWの方に頑張ってもらって、スムーズに受入れをしていただいたことがございます。これからも皆さんのためにこのMSWの継続的な支援というの

はくれぐれもお願いしておきたいと思います。

次に、産科についてちょっと聞きたいんですが、今、岸和田市の中でも産科が非常に減少しております。この市民病院の産科というのは、地域の周産期医療を支える重要な役割を担っておられます。分娩件数の減少や医師の確保の難しさなど、全国的にも厳しい状況が続いております。市民の皆様にとって安心して出産できる環境が身近にあることは、地域の将来にとっても大変重要だと考えます。

そこでお聞きいたします。産科の分娩件数の推移や医師体制の現状について、どのように分析をされているのでしょうか。また、今後の産科運営の方向性について、現時点でのお考えを教えてください。具体的には、医師の確保の見通し、分娩件数の見通し、そして助産師を含むスタッフ体制、地域の医療機関との連携、こうした点について、現状と課題があれば教えてください。

○西川紀美医療マネジメント課長

産科の分娩件数は、市内の分娩施設が閉鎖したこともあり、令和7年度2月の段階で分娩件数は既に207件に上っており、令和6年度1年間の152件を超えております。今後も分娩件数は同程度で推移する見込みのため、産科を担う医師や助産師の確保は最重要課題です。

現状では、産婦人科常勤医5名、夜間当直に従事する臨時医師8名体制で診療しております。これからも地域の医療機関と共に連携しながら、市民が安心して出産できる環境を提供できるように、医師はじめスタッフの確保に努めます。

○南加代子委員

よろしくお願いいいたします。公立病院は、救急とか、また周産期など、民間では担いにくい医療を支える役割があり、一定一般

会計からの繰り出しが必要となるのは全国的にも共通の状況だと理解はしております。その上で、地域の急性期医療と周産期医療を安定化して担い続けられるよう、これまでの取組に加えまして、改善に向けたさらなる工夫とスピード感のある対応をお願いしたいと考えます。

退院支援や地域連携を担う医療ソーシャルワーカーの体制、産科の医師、助産師の確保など、地域医療を支える体制の充実と連携にも引き続き力を尽くしていただくことを要望いたしまして、質問を終わります。

○井舎英生委員

予算書86・87ページの収益的収入及び支出について質問します。

病院事業収益の予定額が約170億200万円に対して、病院事業費用は、約179億400万円、9億円強の赤字となっておりますが、費用超過の状況でも適切な病院運営ができるのか教えてください。

○宮垣雅美経営管理課長

令和8年度予算におきましては、収入では病床利用率の上昇などによる入院収益の増加、支出では給与費や材料費などの増加を見込んでおりますが、診療報酬改定の影響が未定の部分もあり、約9億円の赤字を見込んでおります。

費用超過の部分については、内部留保資金で対応するため、直ちに病院運営が困難になるものではありませんが、赤字が拡大して内部留保資金が枯渇した場合には、資金繰りが厳しくなり、現金の借入れなどの対応が必要となります。そのため、6月の診療報酬改定に速やかに対応して、収益の確保に努め、メリ張りのある予算執行により、赤字幅の縮小と資金残高の確保に努めてまいります。

○井舎英生委員

答弁ありがとうございます。

市民病院は、医師の働き方改革など環境変化に対応するために独立行政法人化への移行を検討してきましたが、現時点では一旦立ち止まっています。この状況で医師の確保と公立病院としての医療提供体制の維持は可能なのでしょうか。

○宮垣雅美経営管理課長

医師の確保につきましては、神経内科や精神科など一部の診療科で常勤医が不在のため、臨時医師で対応が必要な診療科もありますが、令和8年度も全体として常勤医を確保できる見込みです。

引き続き、医療制度改革など環境の変化に適切に対応するとともに、経営基盤の安定、医師などの医療従事者の確保に努め、市民病院がこれまで果たしてきた医療機能を提供してまいります。

○井舎英生委員

ありがとうございます。

最後に要望を述べたいと思います。市民病院は、岸和田市民にとっては大変重要な役割を担ってくれている病院で、なくてはならない存在です。今、地域の医療機関と連携して、常に市民のために動いていただいていると、頼りになる存在であります。

昨今の人件費上昇や物価高騰による病院の経営は厳しい状況にあると思いますが、医師をはじめとする医療従事者をしっかりと確保していただいて、引き続き、みんなが頼りになる市民病院として機能していただけることをお願いして、質問を終わります。ありがとうございます。

○松本妙子委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、議案第32号の質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

○松本妙子委員長

休憩前に引き続き委員会を開きます。

附帯議案の審査に入ります。審査は、御配付しております審査順序案により各部ごとに関係議案を審査することとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、本案のとおり審査することとします。

まず、議案第18号の審査に入ります。

本件に関し、理事者の説明を求めます。

○津田伸一子ども家庭応援部長

議案書その2の3ページをお願いいたします。議案第18号岸和田市附属機関条例及び特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきまして御説明いたします。

改正の理由でございますが、岸和田市子ども・子育て会議の担当事務の範囲を見直すとともに、その名称を改めることとしたほか、市長または教育委員会の諮問する屋内プールの設計、施工及び管理に係る事業を委託する事業者の選定基準の策定及び当該事業者の選定に関する事項について調査審議させるため、岸和田市屋内プール設計、施工及び管理事業者選定委員会を新設しようとすることから、関係する規定の整備を図ろうとするものでございます。

改正の内容につきましては、5ページをお願いいたします。第1条は岸和田市附属機関条例の一部改正でございます。まず、別表第1項の表岸和田市子ども・子育て会議の項中、名称を岸和田市子ども・子育て会議から岸和田市子ども・若者会議に、担当事務をこれまでの担当事務を包含するものとしたしまして、岸和田市子ども計画についての調査、審議に関する事務に改めるものでございます。

次に、同表に市長または教育委員会の諮

問する屋内プールの設計、施工及び管理に係る事業を委託する事業者の選定基準の策定及び当該事業者の選定に関する事項についての調査及び審議等を行います岸和田市屋内プール設計、施工及び管理事業者選定委員会を新たに追加し、担当事務及び委員数の上限を記載のとおり規定するものでございます。

第2条は特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございまして、別表第2号の表子ども・子育て会議委員の項中、区分名を子ども・子育て会議委員からこども・若者会議委員に改め、新たに設置いたします屋内プール設計、施工及び管理事業者選定委員会委員の委員報酬等の額を記載のとおり規定するものでございます。

附則といたしましては、この条例は令和8年4月1日から施行することとしております。説明は以上でございます。

○松本妙子委員長

説明が終わりました。

質疑はありませんか。

○井舎英生委員

ちょっと2点お聞きします。まず、従来の子ども・子育て会議を、今度、こども・若者会議に変えるということですが、この若者というのはどういう意味で理解したらいいんですか。若者のことも何か議論するという、そういう意味なんですか。

○鈴木覚子育て支援課長

今回の会議体の名称に若者を加えさせていただいた理由でございしますが、新年度から仮称岸和田市こども計画を策定していく予定としてございまして、これは、第3期子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直しの内容に加えまして、新たにこども・若者計画、子供の貧困対策計画、母子家庭等自立支援計画の3つの計画を一体的に策

定することを予定してございます。

今回から若者への支援についても対象に含むことを明確にしたいためでございます。

○井舎英生委員

従来の子ども・子育て会議の内容は、私も傍聴してよく理解しているつもりなんですけども、そこに若者が加わるということは若者のどういうことを議論するのか、会議するのか。それから、若者とは何歳から何歳までを対象とするのか、そこを教えてくださいませんか。

○鈴木覚子育て支援課長

まず、こども・若者計画の内容から御答弁させていただきますと、こちらは子ども・若者育成支援推進法に基づく総合的な計画といたしまして、子供と若者を対象に、成長、自立、社会参画を支えるための取組を体系的に進めるための指針を示す内容と考えてございます。

具体的には、子ども食堂などの居場所づくりや学習支援、ひきこもり、不登校児への支援、就労支援、虐待予防、いじめ、非行防止などに関する本市としての施策、事業展開について規定することを想定してございます。

次に、若者とは何歳までを指すのかということでございますけども、法令上には明確な定義はちょっと見当たりませんが、国のこども大綱におきましては、思春期、青年期である、おおむね中学生年代から30歳未満までを、施策によりましては、ポスト青年期でございます40歳未満までを含むものと解釈されてございます。

○井舎英生委員

そうしますと、子ども・子育て会議の内容がかなり広がって、30代の人まで若者として、何かいろいろ議論、考えると。30代というと、もう家庭を持っている人もいるし、子供もいる場合もあるけど、ちょっ

と広過ぎて、ちょっとぴんとこないんですけども、今度はそういうことを扱うという、非常に不安というか、漠然とし過ぎて分からないのでちょっと聞きました。じゃあ、40歳ぐらいまでを考えるとということで考えといたらいいわけですか。そうすると非常に範囲が広がりますね、会議する範囲が。

○鈴木覚子育て支援課長

今のところ、法令上の明確な定義はございませんが、また、若者をどう捉えるかという意味につきましては、新たな審議会の委員さんを交えて議論していきたいと思っております。

○井舎英生委員

分かりました。その審議結果をまた聞きたいと思えます。

第2条に屋内プール設計、施工及び管理事業者選定委員会委員、日額9000円となっております。これ、何人ぐらい委員がおられて、どういう分野の委員の方か分かれば教えてほしいんですけど。委員の数とその内訳というか、市民委員もいるのかいないのかをお願いします。

○仲村英二スポーツ振興課長

選定委員会の人数ということですけども、6人以内ということで予定しているところでございます。実際にどういった職種の委員さんになってもらうかということなんですけども、これに関しましては、スポーツであったり都市計画、建築等に関して学識経験がある者であったりとか、あと法律関係とか会計等に知識を有する方ということで考えているところでございます。

市民委員に関しましては、今回、屋内プールというのが建築物でも特殊な施設ということになってきまして、やはり専門的な知識を有することになってきますので、選考委員会の中には市民公募ということは考えておりません。

○井舎英生委員

分かりました。質問を終わります。

○岸田厚委員

今の話なんですけれども、今回、子ども・子育て会議が岸和田市子ども・若者会議という名称に変更ということで、委員の構成も、今後、若者の方を入れるような委員構成に変えていく必要があるのではないかというふうに思うんですけども、今のままの子ども・子育て会議のメンバーでいくのか、委員についての変更も考えておられるのかお示してください。

○鈴木覚子育て支援課長

基本的には現行の岸和田市子ども・子育て会議で構成される委員の選出団体の方に参画していただきたいと考えてございますけども、新たに若者や貧困、独り親のテーマについて専門的見識のある方に加わってもらうことも想定してございます。

○岸田厚委員

子ども計画との関係もあるんですけども、やはり当事者の意見を入れるということが今後も必要になってくるのではないかなというふうに思います。今回、子ども・若者会議という名称を変更されて、中身も相当若者についての話になるときに、学識経験者の専門の人を呼ぶのもいいんですけども、当事者の意見をやはり反映していただきたいということもあるので、中学生や高校生も含めた委員の構成も含めて考えなければいけないのではないかなというふうに思うので、その辺についても検討していただきますよう要望して終わります。

○松本妙子委員長

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、議案第18号の質疑を終結いたします。

次に、議案第19号及び議案第21号の審査

に入ります。

本各件に関し、理事者の説明を求めます。

○谷口英樹総務部長

議案書その2の7ページをお願いいたします。議案第19号岸和田市行政手続条例の一部改正につきまして御説明いたします。

改正の理由でございますが、行政手続法の一部改正に伴い、公示による通知に関し、情報通信技術の活用により、国民の利便性の向上及び行政運営の改善を図ることとされたところ、同法第46条の規定に基づき、当該改正の趣旨と同様の規定の整備を図ろうとするもののほか、所要の規定の整備を図ろうとするものでございます。

改正の内容につきましては、9ページをお願いいたします。本文の上から3行目、第15条の改正は、公示の方法による通知につきまして、これまでの方法に加え、公示事項を本市の公式ウェブサイトへの掲示等により、不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置や、公示事項を本市の事務所に設置したパソコンの画面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置を取ることにより行うことを新たに規定しようとするものでございます。

ページの中ほど、第16条、第22条、第29条の改正は、第15条の改正に伴い、引用条項の番号ずれの解消など、所要の規定の整備を図ろうとするものでございます。

また、その他の改正といたしまして、本条例における名宛て人の「あて」の表記を漢字表記に改めようとするものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は名宛て人の漢字表記への改正規定は公布の日から、その他の改正は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律、附則第1条第2号に掲げる規定

の施行の日から施行することとするほか、所要の経過措置を講ずることとするものでございます。

続きまして、議案第21号の説明に移らせていただきます。議案書その2の15ページをお願いいたします。議案第21号職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正につきまして御説明いたします。

改正の理由でございますが、本市と貝塚市により新たに整備される斎場の供用開始に伴い、既存の斎場を廃止し、新斎場の管理に関する事務を令和8年度から岸和田市貝塚市広域事務組合において共同処理させることとしたことから、関係する規定の整備を図ろうとするものでございます。

改正の内容につきましては、17ページをお願いいたします。第2条の改正及び第8条の削除は、令和8年4月1日以降、火葬に関する事業が岸和田市貝塚市広域事務組合の事務となることから、葬儀事務に従事する職員の特殊勤務手当に係る規定を削除するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行することとしております。

○松本妙子委員長

説明が終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、議案第19号及び議案第21号の質疑を終結いたします。

次に、議案第20号の審査に入ります。

本件に関し、理事者の説明を求めます。

○山本隆彦福祉部長

議案書その2の11ページをお願いいたします。議案第20号特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきまして御説明いたします。

改正の理由でございますが、障害者介護

給付等認定審査会及び介護認定審査会における審査件数の増加に伴い、両審査会委員の判定業務の負担が増加していることに鑑み、日額報酬を引き上げるほか、学校園における健診の実情の変化や相談業務等の増加により学校医の業務の負担が増加していることから、年額報酬を引き上げ、健診の実態に応じた報酬体制を構築するとともに、学校園に係る他の職種である学校歯科医、学校薬剤師並びに保育所、認定こども園の内科嘱託医、歯科嘱託医及び総合通園センターの内科嘱託医についても同様に実態に応じた適切な報酬が支給されるよう、関係する規定の整備を図ろうとするものでございます。

改正の内容につきましては、13ページをお願いいたします。別表第2号の表の改正は、障害者介護給付費等認定審査会委員及び介護認定審査会委員の日額報酬を記載のとおり改めるものでございます。

次に、別表第3号の表の改正は、学校医等の年額報酬等を記載のとおり改めるとともに、学校医、嘱託医につきましては、健診の実態に応じた適切な報酬が支給されるよう、加算額を新たに創設するものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行することといたしております。

○松本妙子委員長

説明が終わりました。

質疑はありませんか。

○井舎英生委員

質問します。ここへ年額の改定が出てくるんですけども、それぞれ耳鼻科とか眼科とか内科医とか、いろんな分野によって、1年間学校の生徒たち、子供たちを見ていただく時間に差があると思いますけども、それぞれの専門によってこの時間単価とい

うんか、それは一緒なんですか、違うんですか。

○柿花真紀子教育総務課長

学校医、それから嘱託医というところで年額が違っているという状況がございますが、まず、時間単位の金額というところでは、明確なものについては特にございませぬ。ですが、勤務時間数であるとか、それから施設の規模、児童数、その辺りに異なるという点がございます。児童1人当たりの単価で、令和8年度の金額ですけれども、割り戻して比較をした場合には、学校につきましては1525円、保育所のほうにつきましては1442円ということになってございます。

学校医につきましては、これまでも児童の定期健康診断の実施のほか、感染症の予防のときや、はやった場合に学級閉鎖などの対応について意見を求めたりアドバイスを受けたら等の業務もお願いしておりますので、先ほど申しあげました金額で見ますと、保育所の嘱託医に比べまして、やや金額が高くなっている状況でございます。

○井舎英生委員

質問の趣旨は、分野によって先生にお支払いする時間当たりの単価とか、子供1人当たりの診察単価がかなり違うのか、その辺がちょっと気になったので、年額にするのと倍半分ぐらい年額で違っているのもありますので、その辺を確認して不公平になってないんでしょうねという意味の質問です。不公平じゃないですね。

○柿花真紀子教育総務課長

業務内容につきましては、学校医、嘱託医、それぞれに子供たち、児童の健康管理というところがございます。具体的には、先ほど申しあげたような金額については、単価当たりの比較ではほぼ変わらないということになりますので、不公平ということ

はないというふうに認識しております。

○井舎英生委員

理解しました。ありがとうございます。

○松本妙子委員長

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、議案第20号の質疑を終結します。

次に、議案第22号の審査に入ります。

本件に関し、理事者の説明を求めます。

○奥野光好まちづくり推進部長

議案書その2、19ページをお願いいたします。議案第22号岸和田市手数料条例の一部改正につきまして御説明申し上げます。

まず、改正の理由でございますが、老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律によるマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正に伴い、耐震性不足等により除却等を行う必要のあるマンションの再生等の円滑化に資するものに関し、特別の措置を講ずることができることとされたことから、関係する規定の整備を図ろうとするものであります。

内容につきましては、議案書21ページをお願いいたします。耐震性不足等により除却等が必要との認定を受けたマンションの建て替え、更新をする場合、現行法上、特定行政庁が建物の容積率の制限を緩和できる特例がございましたが、このたび、法の一部改正によりまして、高さの制限についても緩和できる特例が追加されることになりました。そのため、本条例第2条第76号につきまして、法の一部改正により生じた引用する法の題名の変更及び法の引用条項番号ずれの解消を図ることといたしました。

なお、附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行することとして

おります。説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○松本妙子委員長

説明が終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、議案第22号の質疑を終結いたします。

次に、議案第23号の審査に入ります。

本件に関し、理事者の説明を求めます。

○生嶋雅美市民健康部長

議案書その2の23ページをお願いいたします。議案第23号岸和田市国民健康保険条例の一部改正につきまして御説明申し上げます。

まず、改正の理由でございますが、令和8年4月1日に施行される国民健康保険法、国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正に伴い、令和8年度より子ども・子育て支援納付金賦課額が創設されることから、本市においても所要の規定の整備を図るため、条例の改正を行うものでございます。

令和6年6月に子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が成立し、子ども・子育て支援金制度が創設されました。子ども・子育て支援金制度は、子ども・子育て支援施策に係る財源の一部に充てるための特定財源として、医療保険の加入者や事業主の方々を含む全世代、全経済主体から、世帯を超え、社会全体で子育てを支えるため、医療保険料と併せて、所得に応じて拠出を求める仕組みとなっております。そのため、国民健康保険におきましても、子ども・子育て支援法に基づき、新たに子ども・子育て支援金を被保険者から徴収し、国に納付することが義務づけられます。

主立った改正の内容につきまして御説明いたします。議案書の25ページをお願いい

たします。上から2行目、第11条の改正は、国民健康保険料の賦課額は、これまでの基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額に加え、新たに第4号として、子ども・子育て支援納付金賦課額を追加するとともに、これらの合算額とするための改正でございます。

同じく25ページ、下から3行目、第39条の2から27ページ、上から3行目、39条の6まで、それぞれ子ども・子育て支援納付金に係る保険料の賦課総額、賦課額、所得割額の算定、賦課額の保険料率及び賦課限度額に係る規定を追加しております。

次に、30ページをお願いいたします。中ほど、上から12行目、第44条の3の2として、世帯に18歳未満の被保険者がいる場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率から当該保険料率に相当する額を控除する規定を追加しております。これは、18歳未満の被保険者の人数に応じて応益の負担を求めた場合、子ども・子育て支援金制度が少子化対策に係る制度にもかかわらず、子供がいる世帯の負担が大きくなるため、18歳未満被保険者の子ども・子育て支援金分の均等割保険料を減額する規定でございます。

なお、附則といたしまして、第1項で、この条例は令和8年4月1日から施行することとし、第2項におきまして、所要の経過措置を設けることといたしております。

○松本妙子委員長

説明が終わりました。

質疑はありませんか。

○高比良正明委員

質問します。子ども・子育て支援金制度が2026年度から実施されるということによっての条例の改正ということになりますけれども、午前中に国保特別会計で田中委員が

質問で、本年度1人当たり15万6440円であった保険料が2026年度は15万8484円となつて、2044円、1.3%増えるというような答弁がありました。子ども・子育て支援金について、政府の説明では、実質負担金なしというお話でしたが、実際の本市の保険料の値上げのそごについて教えてください。

○井出英明健康保険課長

国のこども家庭庁のホームページでは、子ども・子育て支援金が新たな負担となるが、一方で、社会保障の歳出改革を行い、令和5年度から令和8年度までの社会保険負担軽減の効果は約0.6兆円程度となるため、令和8年度の支援金総額はその範囲内の0.6兆円としているという旨の説明がなされております。

保険料につきましては、令和8年1月に大阪府が示されました市町村標準保険料率に基づき計算されたものでございまして、令和8年度の診療報酬改定がプラスとなる見込みであることや、令和7年度からの税制改正の影響などにより、府が推計した1人当たりの所得が対前年度比で大きく低下したことが保険料増加の要因として考えられます。

○高比良正明委員

0.6兆円ずつの相殺だというふうに、多分政府は言いたいということなんでしょうけれども、それであるならば、政府の財布の中で本来はやるべきです。そして、そもそも少子化に対する施策の財源ですから、これは税ではなく健康保険料から得るということには非常に違和感があるわけですが、市としては、これは妥当というふうに考えるんでしょうか。

○井出英明健康保険課長

こちらもこども家庭庁のホームページからのお話となりますが、今般の支援金につきましては、少子化や人口減少の危機的な

状況や、それらが社会全体に与える影響などを踏まえ、将来、社会を支える若い世代を支援するために、児童手当の拡充、こども誰でも通園制度などに使い道を限定した上で、全ての世代、企業の皆様を含めた社会経済の参加者全員で支え合うこととし、社会保険料として拠出いただく仕組みとなっております。

○高比良正明委員

政府答弁を聞いている気持ちになるわけですが、こうした恒常的な政策課題の財源を社会保険料で賄う制度設計について、医療保険制度の本来目的との整合性がないなどの問題点があることは政府も分かっているからこそ、2024年の国会審議中も実質負担はないとの説明を繰り返し、徴収額の試算に積極的ではありませんでした。本件では、国の押しつけを本市が抵抗するということは困難だというふうに考えますが、今に至るも問題点が浮き彫りになったままだとして、質問を終わります。

○松本妙子委員長

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、議案第23号の質疑を終結いたします。

次に、先立って、議案第24号に対しまして、反甫委員、高比良委員、藤原委員から修正案が提出されました。修正案については御配付のとおりです。

それでは、各修正案に関し、提出者の説明を求めます。

○反甫旭委員

私から議案第24号の令和8年度岸和田市一般会計予算の東京の拠点に関する費用を減額した部分を修正案で出させていただきます。理由を述べさせていただきます。

成長戦略推進事業のうち、外部拠点の設

置運営に係る事業費用は、東京事務所を設置し、ふるさと寄附獲得に向けたPRのノウハウや、中央省庁とのつながりを有するような民間企業に運営を委託するためのものであるが、事務所の管理監督体制が整っておらず、委託先任せであり、成果報酬制でもなく、費用に見合う効果が不確かである。加えて、各自治体と特産品相互取扱協定を締結するなど、本市として先に足元を固めておくべき施策が未達であり、飛躍した事業である。

以上の理由から、議案第24号令和8年度岸和田市一般会計予算について、別紙のとおり修正するように求めるものである。

○高比良正明委員

私のほうからは、重度知的障害を持つ方へのおむつの補助について、増額の修正でございませぬ。理由を申し上げます。

現行、市は地域生活支援事業において重度身体障害者の排尿・排便障害に対しておむつの支援を行っているが、重度知的障害者への排尿・排便障害に対しての支援は行っておらず、障害の種別により差異が生じている状況である。

近接市では、既に重度知的障害者に対するおむつの支援を行っており、市民から要望の声があるにもかかわらず、実施をしないと判断したことは合理的配慮が欠けていると言わざるを得ない。

以上の理由から、議案第24号令和8年度岸和田市一般会計予算について別紙のとおり修正するように求めるものである。以上です。

○藤原豊和委員

私のほうからも修正案の理由の説明をいたします。

議案第24号令和8年度岸和田市一般会計予算のうち10款教育費7項保健体育費5目運動場管理費の運動広場等管理事業につい

ては、8億4130万9000円が計上されています。本事業の中の工事請負費7億7650万7000円については、牛ノ口公園運動広場の工事に関わるものです。牛ノ口公園運動広場については、排水状況の悪さやグラウンド表面の凹凸などによる利用環境に課題があることは認識しており、利用者からの要望も踏まえて、必要な改修については実施すべきものだと考えております。

しかしながら、今回提案されている整備内容については、人工芝化をはじめ、フェンスの新設、管理棟の建て替え、トイレ整備等を含む大規模な事業となっており、その事業規模や整備内容の妥当性については十分な説明がなされているとは言えません。

また、本市においては社会体育施設の再編や施設総量の見直しを進める方針が示されている一方で、中央体育館をはじめとするほかの体育施設についても、老朽化への対応や今後の在り方の検討が必要な状況にあります。こうした中で、牛ノ口公園運動広場の整備を優先して大規模な投資を行うことについては、市全体のスポーツ施設整備の方針や優先順位との整合性が十分に示されているとは言えず、現時点で当該事業費をそのまま計上することは適当でないと考えます。

修正案は、利用者からの要望への対応として最低限必要である排水工事や整地などに必要な工事費が4億5307万5000円という担当課からの試算に基づいて、工事請負費を3億2343万2000円減額するものです。この約3億円という金額は決して小さなものではありません。この予算があれば、現在議論されている体育施設の問題が解決できる可能性もあり、将来的な施設の建て替えや更新の原資としても一定の財源となり得るものです。

市全体の社会体育施設の再編計画につい

て十分な検討を行った上で、その方針に基づき、適切に執行されるべきものと考えます。よって、牛ノ口公園運動広場整備事業費のうち最低限必要と考えられる排水改善及びグラウンド整地に係る経費を除き、その他の整備に係る経費を減額するため、議案第24号令和8年度岸和田市一般会計予算について別紙のとおり修正するように求めます。以上です。

○松本妙子委員長

説明が終わりました。

本各修正案に対する質疑はありませんか。

○田中市子委員

高比良さんの増額の修正案なんですけども、私たちも様々やったりやってほしいことがある。これも実現したらいいことの1つなんですけれども、その中で、書いているとおりかもしれないんですけど、なぜこのおむつ支援、知的の方のを選びはったのかというところをちょっとお聞きしたいです。

○高比良正明委員

私も増額という面ではたくさんございます。特にこれを選んだ理由といいますのは、3年ほど前に、ここに書いていますけども、近隣市、和泉市で既に行っておる、3年前に行ったわけではないです。もっと前から行っておりますから、それを発見しまして、そこで予算要求するように働きかけをしてまいりました。その中で、ようやく昨年度の秋に予算要求を担当課がなされたものが予算の審議の中で蹴られたということがございまして、さすがに3年、4年かけている中で、もうこれは出さなければならない。そしてまた、今、副委員長をしております。副委員長の責務として、新しく民主主義の道を開くために、岸和田市政始まって以来の増額補正を持ってくるべきだという考えに至ったものであります。

○田中市子委員

分かりました。あと、合理的配慮に欠けているというのは、身体があって知的はないんやと思うところかと思うんですけど、精神とかについてはお考えがあるのか。いろんな事業で精神の方が受けられない、精神の方でなかなか布団から出られずにというような方もたくさんいてはるので、そういうことを対象に考えておられないのかということと、これは継続してということになるのですけど。

あと、高比良さんが把握しているかどうかあれなんですけど、和泉市は幾らぐらいの予算をかけているのか、そういうのは分かりますか。担当課に聞いたほうがいいかもしれない。

○高比良正明委員

和泉市の分はざっとは見ておるんですけども、細かい数字については、もしかしたら担当課の方が詳しく御存じかもしれませんので、もし担当課の方、説明できるんやったらお願いしたいというのと、私、ここには本来は難病であったり、今おっしゃられたような精神の方の分も入ってはあったわけなんですけども、やはりそこで他市なんかと比べた場合に、あまりにも広げ過ぎるのは難しいであろうということで、先ほども言うてますけども、隣の和泉市のところに一旦は合わせたというところがございます。

ちなみに今議会、ここは3月24日ですけども、26日に堺市では、多分同じ知的の分が新設として可決をされる見込みであるということをおし添えておきます。

○松本妙子委員長

担当課に求めますか。

○田中市子委員

もし分かれば担当課にお願いしたいなと思います。

○河内みどり障害者支援課長

和泉市のこの事業に関する予算額につき

ましては、申し訳ありません、現在、把握しておりません。

○田中市子委員

分かりました。ちょっと追加で。

これは多分、地域生活支援事業ということで、ここの場は担当課にもお答えいただけるのかなと思うんですけども、基本は地域生活支援事業だと4分の3は国、府から出ると思うんです。今回は全額、その時期が間に合わんということもあるかもしれないですけども、これを継続して来年、再来年、次の年度もということになると、その4分の3は国、府から出ることかと。

以前ちょっとほかの県のときに上限がやっぱりあるんだというようなことを何となく聞いたことがあるような気もするので、その辺り、ちょっとお答えいただけますか。

○河内みどり障害者支援課長

この紙おむつ給付事業につきましては、幾つもの事業を擁する地域生活支援事業の中の1つでございまして、この地域生活支援事業の財源は、委員御指摘のとおり、国から2分の1以内、大阪府から4分の1以内の補助金が財源として出るということになっております。しかしながら、補助額は減少傾向にございまして、国と大阪府を合わせた補助率は10年前の平成28年度と比較しますと、当時は51.7%でしたが、令和6年度は45.3%となっております。事業に見合った国と大阪府の補助金が確保できないという状況にございます。

○松本妙子委員長

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、修正案の質疑を終結いたします。

日程に従い、18日の午後から討論、採決に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。

本日はこの程度にとどめ、予算常任委員会を散会します。

(以 上)